

城西大学水田記念図書館グループ学習室利用要領

平成 21 年 1 月 20 日制定
水田記念図書館

(目的)

- 第 1 この要領は、城西大学水田記念図書館（以下「図書館」という。）のグループ学習室の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 6 階グループ学習室 A・B・C・D については、予約なしで自由に利用できるものとする。

(利用者の範囲)

- 第 2 グループ学習室を利用できる者は、次のとおりとする。
- ア 本学の教員および職員（研究員を含む。）
- イ 本学の学生（研究生及び聴講生等を含む。）
- ウ ライブラリーカード会員
- エ その他、図書館長が許可した者

(利用の範囲)

- 第 3 グループ学習室の利用は、第 2 に掲げる利用者がグループによる教育・学習・調査・研究等を目的とした場合に限り、許可する。
- 2 予約により利用するグループは、第 2 に掲げる利用者が 5 名以上属していなければならない。ただし、図書館長が認めた場合はこの限りではない。
- 3 グループ学習室は、図書館長が必要と認めた時には、臨時に開放することができる。

(利用の申請)

- 第 4 グループには、利用責任者を置くものとする。
- 2 利用責任者は、図書館カウンターへ学生証または図書館利用者カードを提示の上、利用申込台帳に利用時間、利用目的、利用人数等の必要事項を記入し、図書館の許可を得るものとする。
- 3 利用の申請は、1 グループにつき 1 室に限るものとし、当該利用が終了するまで、新たな申請は受け付けられないものとする。
- 4 利用の申請は、利用日の 1 ヶ月前から受け付けるものとする。ただし、授業での申請および図書館長が認めた申請の場合はこの限りではない。

(利用の開始と終了)

- 第 5 利用責任者は、利用開始時に学生証または図書館利用者カードと引き換えに当該利用に係る室の鍵を受領するものとする。
- 2 終了時は、使用機器や照明電源の確認および、窓と扉の施錠を確認し、鍵をカウンターへ返却し、学生証または図書館利用者カードを受け取るものとする。

(利用許可の取消等)

- 第 6 図書館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。
- ア 利用開始時刻を 15 分経過しても連絡がないとき。
- イ 管理上支障があると認めたとき。
- ウ 利用者がこの要領に違反し、又は図書館員の指示に従わないとき。
- エ 図書館において必要が生じた場合は、利用許可の取消しを行うことができる。

(利用時間)

第7 グループ学習室の利用時間は、別表に定めるとおりとする。

(利用者の遵守義務)

第8 利用者は、次の事項に留意しなければならない。

- ア 利用時間を厳守すること。予約者で利用を取消す場合には、速やかにその旨をカウンターに届けること。
- イ 利用目的以外の会話や騒音を発生させないこと。
- ウ 喫煙および飲食をしないこと。ただし、水筒やペットボトルなどの蓋のできるものの水分補給は認める。
- エ 携帯電話での通話をしないこと。
- オ 室内の備品等は丁寧に扱うこと。
- カ 使用後は、施設の清掃、整理整頓および消灯を行い、施錠すること。
- キ 施設内の設備・備品等を損傷し、又は滅失したときは、利用責任者が弁償しなければならない。

附 則

この要領は、平成21年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

<別表>

グループ学習室の利用について

設置備品	3階 (30席)	6A (18席)	6B (48席)	6C (6席)	6D (24席)
AV (DVD、VHS)	○				
プロジェクター、スクリーン	○	貸出可	○	貸出可	貸出可
ホワイトボード	○	○	○	○	○
利用時間/利用方法	要予約	自由	自由	自由	自由(予約可)
月曜日～金曜日	9:00～21:00	9:00～19:00			
土曜日	9:00～17:00	利用不可			
日曜日	9:00～17:00				